【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年12月18日

【会社名】 株式会社丸山製作所

【英訳名】 MARUYAMA MFG. CO., INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 尾頭 正伸

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内神田三丁目 4番15号

【電話番号】 03(3252)2271(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 鎌倉 利博

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内神田三丁目 4 番15号

【電話番号】 03(3252)2271(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 鎌倉 利博

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年12月17日の第80回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)株主総会が開催された年月日 平成27年12月17日

(2)決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 期末配当に関する事項

当社普通株式 1 株につき金 4 円 総額198,422,868円

ロ 剰余金の配当が効力を生じる日 平成27年12月18日

第2号議案 定款一部変更の件

- イ 監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。
- ロ 取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) との間で責任限定契約を締結することを可能に するため、変更を行うものであります。

ハ その他、条数等所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件

第2号議案 定款一部変更の件の効力発生を条件として、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に、内山治男、尾頭正伸、鎌倉利博、杉本淳一、遠藤茂巳、山田克彦、石村孝裕、内山剛治、小松豊の9氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案 定款一部変更の件の効力発生を条件として、監査等委員である取締役に、砂山晃一、 土岐敦司、税所正明の3氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

第2号議案 定款一部変更の件の効力発生を条件として、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、月額2,500万円以内と定めるものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案 定款一部変更の件の効力発生を条件として、監査等委員である取締役の報酬額を、月額700万円以内と定めるものであります。

(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案	29,514	84	0	(注)1	可決 (94.83)
第2号議案	28,490	1,108	0	(注)2	可決 (91.54)
第3号議案					
内山治男	27,950	1,648	0	(注)3	可決 (89.80)
尾頭正伸	27,989	1,609	0		可決 (89.93)
鎌倉利博	28,839	759	0		可決 (92.66)
杉本淳一	28,839	759	0		可決 (92.66)
遠藤茂巳	28,839	759	0		可決 (92.66)
山田克彦	28,833	765	0		可決 (92.64)
石村孝裕	28,836	762	0		可決 (92.65)
内山剛治	28,839	759	0		可決 (92.66)
小松豊	28,884	714	0		可決 (92.81)
第4号議案					
砂山晃一	27,530	2,068	0	(注)3	可決 (88.46)
土岐敦司	29,304	294	0		可決 (94.16)
税所正明	27,322	2,276	0		可決 (87.79)
第5号議案	29,356	238	4	(注)1	可決 (94.32)
第6号議案	29,361	233	4	(注)1	可決 (94.34)

- (注)1.出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。